

ハイサイ市民課（国民年金 G）デジタル複合機賃貸借及び保守業務契約書

那覇市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、デジタル複合機の賃貸借及び保守業務について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約の目的）

第1条 本契約は、別紙「デジタル複合機仕様書」に定める仕様を満たすデジタル複合機（以下「機器」という。）を乙が甲に賃貸すること、及び当該機器を、甲が常時正常な状態で使用できるよう乙が保守業務を行うことに関する契約条件を定めることを目的とする。

（契約期間）

第2条 本契約の有効期間は、令和5年10月1日から令和9年9月30日までとする。

（機器及び設置場所）

第3条 乙が甲に賃貸する機器は「」1台とし、その設置場所は那覇市市民文化部ハイサイ市民課国民年金グループ内とする。

（契約保証金）

第4条 甲は、那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第30条第3号に基づき本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（機器の点検・整備並びに障害・故障対応）

第5条 乙は、甲が機器を常時正常な状態で使用できるよう、乙の職員又は乙の指定する者（以下「技術員」という。）を派遣して機器の点検及び整備を行うものとする。

2 乙は、機器の性能及び品質の維持に必要な場合は、乙の負担によって機器に必要な部品の取り替え及び消耗品（コピー用紙を除く。）の供給を行うものとする。

3 点検・整備は月1回以上とする。

4 機器に障害、故障等が発生した場合は、乙は、甲の通報等に基づき速やかに技術員を派遣し、甲の業務に支障がないよう機器を正常な状態に復旧させなければならない。

5 保守対応時間は、原則として平日午前8時30分から午後5時までとする。ただし、緊急時においては、双方協議の上、可能な範囲内での対応を検討することとする。

6 機器の故障により、修理に要する期間が2週間を超えることが予想されるときは、乙は甲に対して代替機を提供するものとする。

- 7 機器の修理等に要する一切の費用は、保守料金に含まれるものとする。
- 8 点検及び整備により機器の部品又は消耗品を取替え等した場合は、不要となった当該部品又は消耗品は、乙の責任において回収し、適法に処理しなければならない。

(賃貸借料金)

第6条 甲が乙に支払う機器の賃貸借料金は、毎月1日から当月末日までの1ヵ月間を単位とし、月額 円（税抜き）とする。

(保守料金)

第7条 甲が乙に支払う保守料金（保守業務に係る料金をいう。以下同じ。）は、1ヵ月に1回、次の方法及び順序で算出する。

- (1) 第5条に基づく乙による機器の点検時に、当該機器の複写枚数計測機能に表示されたモノクロ及びカラーのカウンター値を記録する。
- (2) 前項の方法によって記録された今回点検時のカウンター値と、前回点検時のカウンター値の差分を算出する。
- (3) 前項で算出したモノクロ及びカラーの差分の値から、不良及びテスト複写分として、それぞれ当該差分の値の2パーセントに相当する枚数（その枚数に1以下の端数があるときは、これを1に切り上げる。）を控除した値を、モノクロ及びカラーそれぞれの複写枚数とする。
- (4) 保守料金は、前号で算出された複写枚数に、それぞれ下表の複写枚数に応じた単価を乗じて得た額とし、モノクロ及びカラーに係る保守料金を合算した額とする。

保守料金（月額）	複写枚数	単価（税抜き）
モノクロ	1枚～ 枚	円
	枚～ 枚	円
	枚以上	円
カラー	1枚～ 枚	円
	枚～ 枚	円
	枚以上	円

(検査)

- 第8条 乙は、毎月、賃貸借及び保守業務に関する報告書を甲の指定する場所に提出し、甲の指定する職員による検査を受けるものとする。
- 2 乙は、前項の検査に合格したときをもって、当該月分の機器の賃貸借及び保守業務を完了するものとする。
- 3 乙は、第1項の検査の結果、不合格のものについては、甲の指示に従い、遅滞なく修正を行い、再検査を受け、当該月分の機器の保守業務を完了させなければならない。

4 前項の場合において生じる一切の費用は、乙の負担とする。

(賃貸借料金及び保守料金の請求)

第9条 乙は、前条の規定により検査に合格したときは、賃貸借料金及び保守料金の総額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、甲に対して速やかに請求するものとする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 契約開始時又は終了時において、機器の使用期間が1ヵ月に満たない場合は、使用した日数に応じて日割りで賃貸借料金を算出するものとする。

(賃貸借料金及び保守料金の支払)

第10条 甲は乙からの前条の規定による請求を受けたときは、その適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に当該請求に係る金額を乙に支払うものとする。

2 甲は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による支払を遅延したときは、乙に対し、当該支払の期日の翌日から支払の日まで、その請求額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率の遅延利息を加算して支払わなければならない。

(設置場所の変更)

第11条 甲は、機器の設置場所を変更するときは、あらかじめ乙に通知し、乙の承認を得なければならない。この場合、機器の移動は乙が行い、移動に要した費用は乙の負担とする。

(秘密保持)

第12条 乙は、本契約に基づく業務の実施によって知り得た甲の業務上の機密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(保険)

第13条 乙は、乙の費用で機器に動産総合保険を付保するものとする。

(損害賠償)

第14条 乙は、甲が故意又は重過失によって機器に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができる。

2 前項の場合において、動産総合保険で補填された損害に対しては、前項の規定に関わらず、乙は甲に請求しないものとする。

(権利義務の譲渡等)

第 15 条 乙は、本契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的としてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第 16 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何ら催告を要せずに直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 本契約に基づく債務を履行せず、その他本契約に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なお債務不履行その他の違反が是正されないとき。
- (3) 破産、民事再生又は会社更生手続開始の申立てがあったとき、もしくは清算に入ったとき。
- (4) 乙、乙の代理人、乙からの再委託契約の当事者又は乙との間に本契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号の暴力団をいう。）、暴力団員（同条第 6 号の暴力団員をいう。）又は暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると判明したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、本市に帰属する。契約保証金の納付が免除されている場合は、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する額を損害賠償金として請求するものとする。ただし、乙の責めに帰すことができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(契約不適合責任)

第 17 条 設置された機器（保守業務による部品等の取り替えを含む。）が、規格、性能、機能等に関し契約の内容に適合しないものであるときは、乙は、特別の定めがない限り、本契約の有効期間中、修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて、若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。

(機器及び消耗品の返還)

第 18 条 第 2 条(契約期間)の契約の有効期間が満了し、又は第 15 条(契約の解除)若しくは第 19 条(特約条項)の規定による契約の解除があったときは、甲は、機器及び消耗品を速やかに乙に返還しなければならない。

2 前項の規定による返還に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(特約条項)

第 19 条 本契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条の長期継続契約であるため、本契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算において減額又は削除があったときは、甲は、本契約を変更又は解除することができる。この場合において、甲は、乙に生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

(合意管轄裁判所)

第 20 条 本契約に係る紛争については、沖縄県那覇市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(その他)

第 21 条 本契約に疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、甲乙協議のうえ解決するものとする。

本契約の成立を証するため本書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 5 年 月 日

甲 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市
市長 知念 覚

乙